

山口県報

令和8年
2月27日
(金曜日)

目次

○選管告示

山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙の期日等……………一

山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙において繰上投票を行う投票区及び投票の期日……………一

山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙に用いる投票用紙の様式……………一

山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙における選挙長の住所及び氏名……………二

山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙における選挙長の事務の取扱い……………二

山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時……………二

山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙における開票事務と選挙会事務の合同……………三

山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙においてポスター掲示場への掲示を開始することができる日……………三

山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………三

山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙における候補者等が山口県選挙管理委員会に対してする申請、届出及び報告……………三

山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………三

山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式……………三

山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙における政治活動用ポスターに貼る証紙の様式……………四

○柳井市選挙区補欠選挙選挙長告示

選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時……………四



山口県選挙管理委員会告示第三十九号

山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙を次の期日に執行する。

令和八年二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

選挙期日 令和八年三月八日
付記 選挙すべき議員の数 一人

山口県選挙管理委員会告示第四十号

令和八年三月八日執行の山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙において、繰上投票を行う投票区及び投票の期日は、次のとおりである。

令和八年二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

市名	投票区名	投票の期日
柳井市	平郡第一	令和八年三月七日
	平郡第二	

山口県選挙管理委員会告示第四十一号

令和八年三月八日執行の山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。

令和八年二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

一 一般投票

令和八年三月八日執行

山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

山口県選挙管理委員会之印

備考 用紙は、クリーム色とし、青色のインクで印刷する。

二 点字投票

令和八年三月八日執行

山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

山口県選挙管理委員会之印

備考

1 用紙は、クリーム色とし、青色のインクで印刷する。

2 「点字投票」の文字の上に、点字により「けんぎ ほけつ せんきよ」と表示した透明なシールを貼り付ける。

山口県選挙管理委員会告示第四十二号

令和八年三月八日執行の山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和八年二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

選挙長		職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
柳井市日積	松村 幸生	柳井市山根	中原千恵子

山口県選挙管理委員会告示第四十三号

令和八年三月八日執行の山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙における選挙長の事務は、柳井市選挙管理委員会事務局において取り扱う。

令和八年二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

山口県選挙管理委員会告示第四十四号

令和八年三月八日執行の山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

- 一 場所 柳井市柳井三六八〇の四 柳井小学校体育館
- 二 日時 令和八年三月八日午後八時十五分

山口県選挙管理委員会告示第四十五号

令和八年三月八日執行の山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙においては、選挙会の区域と開票区の区域が同一であるため、当該選挙の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和八年二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

山口県選挙管理委員会告示第四十六号

令和八年三月八日執行の山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙において、候補者がポスター掲示場への選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日は、次のとおりである。

令和八年二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

開始期日 令和八年二月二十七日

山口県選挙管理委員会告示第四十七号

令和八年三月八日執行の山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和八年二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

制限額 五、九七四、五〇〇円

山口県選挙管理委員会告示第四十八号

令和八年三月八日執行の山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙において、候補者等が山口県選挙管理委員会に対してする次の申請、届出及び報告は、柳井市選挙管理委員会に駐在する山口県選挙管理委員会の職員を経由しなければならない。

令和八年二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

- 一 選挙事務所に関する届出
- 二 出納責任者に関する届出
- 三 報酬を支給する者に関する届出
- 四 選挙公報の掲載に関する申請
- 五 選挙運動用ビラ証紙の交付に関する申請
- 六 選挙運動に関する収入及び支出の報告
- 七 選挙公営に関する申請及び届出

山口県選挙管理委員会告示第四十九号

令和八年三月八日執行の山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

- 一 場所 柳井市南町一丁目一〇番二号 柳井市選挙管理委員会
- 二 日時 令和八年二月二十七日午後五時三十分

山口県選挙管理委員会告示第五十号

令和八年三月八日執行の山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

令和八年二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

令和8年執行 山口県議補欠選挙ビラ (番号) 柳井市選挙区 山口県選挙管理委員会
--

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

山口県選挙管理委員会告示第五十一号

令和八年三月八日執行の山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙における政治活動用ポスターに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

令和八年二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

令和8年執行
山口県議補欠選挙ポスター
柳井市選挙区(番号)
山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙選挙長告示第一号

令和八年三月八日執行の山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年二月二十七日

山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙選挙長

松村 幸生

- 一 場所 柳井市南町一丁目一〇番二号 柳井市選挙管理委員会
二 日時 令和八年三月五日午後五時三十分